

## 日本学生支援機構奨学金返還期限猶予手続き「在学届」の提出について

過去に日本学生支援機構奨学金の貸与を受け、下記に該当し、在学中の奨学金返還期限猶予を希望する方は「**在学届**」（「**返還のてびき**」の各種願出用紙にある様式をコピーまたは下記よりダウンロードのうえ作成）を下記提出期間内に学生支援課奨学支援グループ（国際文化学部キャンパス B 棟 1 階・学生センター内）へ提出してください。

なお、**医学部 2 年生以上、医学研究科**の方は医学部**医学科教務学生**に提出してください。

### ●在学届書式 (PDF ファイル)

※「在学証明書」ではありませんので注意してください。

### 記

1. **平成 27 年 4 月入学者**（編入学生、大学院博士後期課程内部進学者も含む）で、  
高校・高専・大学学部・大学院等在学時に貸与を受けていた方  
[猶予期間：各学種標準修業年限]  
※ただし、平成 27 年度奨学生予約採用候補者でインターネット入力により「**進学届**」を入力する際に**前奨学生番号**を入力した場合は「在学届」の提出は不要です。
2. 休学、その他の事由（留学等）で**卒業延期、留年等**の理由により引き続き在学する方で、既に奨学金借用期間を終了した方  
※留年の場合は 1 年ごとに提出が必要です。  
※4 月から休学する場合も必ず提出してください。

○提出期間 **平成 27 年 4 月 2 日 (木) ~ 4 月 20 日 (月) 17 時まで【厳守!】**

○注意事項

※「在学届」の提出が遅れると、在学中であってもリレー口座加入の督促や返還金の請求が開始されますので必ず期間内に提出してください。

※「返還誓約書」、「リレー口座加入申込書 (預・貯金者控)」のコピーが未提出の場合は「在学届」を提出していても返還期限は猶予されません。

※聴講生・研究生・科目等履修生等で在籍している場合は在学猶予の対象となりません（「一般猶予」の対象となるため、「返還のてびき」の「一般猶予」のページを参照のうえ所定の手続きをしてください。）。

※貸与を受けた奨学生番号が複数ある場合は、「採用年度の新しい番号」を記入してください。併用貸与で終期が同じものは、どちらか一方を提出してください。